

新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊） 公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」着ぐるみ使用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、新潟市こども未来部こども政策課（以下「こども政策課」）新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター「ここうさ・ここねこ着ぐるみ」（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出品目）

第2条 着ぐるみ 一式（頭・ボディ（枠型チューブ1本、肩パットを含む）・靴・操作棒2本・リボン、各種付属品）

（貸出基準）

第3条 貸出を許可する基準は次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- （1）子どもの権利等にかかる市民への啓発活動で新潟市内で実施される催し等。
 - （2）その他、市長が適当であると認めたもの。
- 2 前項のいずれかに該当する者で、次の全ての要件に該当するものとする。
- （1）宗教、政治及び選挙に関係していないもの。
 - （2）暴力団及びその構成員に関係していないもの。
 - （3）新潟市や本キャラクターの品位を傷つけ、または傷つけるおそれがないもの。
 - （4）使用上の注意事項に従って使用されないおそれがないもの。
 - （5）法令または公序良俗に反し、または反するおそれのないもの。

（使用料）

第4条 使用料は無料とする。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、最大で7日間とする。ただし、返却日が新潟市役所の閉庁日にあたる場合はその翌日とする。また、使用を希望する都度、使用申請書（様式1号）をこども政策課に提出し許可を受けるほか、必要に応じてこども政策課の指示に従うものとする。

（使用基準）

第6条 着ぐるみを使用する場合は、次の各号を推奨する。

- （1）着ぐるみを着用する者は、概ね身長170cm以下であること。
- （2）1回の着ぐるみの着用時間は、使用場所の気温等の状況や着用者の健康状態に留意し、最長20分を目安とすること。使用後に十分な休息及び水分補給を行うこと。
- （3）着ぐるみの着用者以外に、着ぐるみの誘導及び介助ができる者を備えること。

（使用申込）

第7条 着ぐるみの貸し出しを受けようとする者（以下「使用者」）は、使用日の15日前までに使用申請書（様式1号）に当該事業の概要、着ぐるみの使用内容、使用場所の位置図や地

図が記載された企画書等、必要に応じて別途詳細が分かる書類を添付し、事業実施計画書（様式第2号）とともにこども政策課まで提出するものとする。

2 使用申込の受付は、先着順とする。

3 使用申込の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第3号）をもって行う。ただし、市の事業での使用、または管理運営等の理由により、許可の取り消し又は変更を行う場合がある。また、屋外で使用する際に、着ぐるみの汚れ等の恐れがある際には使用場所の変更を求める場合がある。

（着ぐるみの運搬及び貸出方法等）

第8条 使用者は、運搬等で着ぐるみの形状を損なうことがないように留意するものとする。

2 貸出及び返却の日時は、市役所本庁舎の開庁日（土・日曜日、休日及び12月28日から翌年1月4日を除く日）で、午前9時から午後5時までとする。使用許可を受けた後、こども政策課と協議の上、具体的な日時を決定する。

3 貸出及び返却場所は、市役所本庁舎（新潟市中央区学校町通1番町602番地1）で行う。

4 返却時に返却チェックリストを持参すること。

（禁止事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）事業実施計画書に記載し、許可された内容以外で使用する。

（2）火気や水辺、危険物の周辺で使用したりすること。

（3）明らかに着ぐるみに着色や汚れ等の恐れがある場所で使用する。

（4）営利目的の活動で使用する。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）貸出時に使用許可書を持参の上、市役所本庁舎で着ぐるみを受領すること。

（2）着ぐるみとともに梱包している着用方法及び注意点、取り扱いに係る書類に目を通し、留意して使用する。

（3）事業終了後は、返却日までに遅滞なく着ぐるみを返却すること。

（4）返却にあたり、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。

（5）その他、必要に応じて市の指示に従うこと。

（使用許可の取消）

第11条 市は、着ぐるみ使用許可を受けたものが次の各号に掲げる事項に該当したときは、使用許可を取り消すことができるものとする。

（1）新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」着ぐるみ使用取扱要領に違反したとき。

（2）その他、市が不適切と認めたとき。

2 許可の取り消しを行った場合、使用者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

（使用権譲渡等の禁止）

第12条 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(原状回復等)

第13条 使用者は、着ぐるみを汚損または破損、滅失したときは、直ちに市長へ報告するものとする。

2 汚損または破損、滅失が、使用者の故意または過失によるものと認められた場合は、使用者は直ちに原状回復を行うものとする。

(事故補償等)

第14条 着ぐるみの使用に際して発生した事故等について、市は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 使用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えた場合は、使用車がその損害賠償の責任を負うものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月4日より施行する。

様式第1号

新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター
「ここうさ・ここねこ」使用申込書

年 月 日

新潟市長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
担当者（氏名及び電話番号、メールアドレス）

この度、別紙の事業計画のイベントにおいて「ここうさ・ここねこ着ぐるみ」を使用
したいので、事業計画書を添えて申請します。

なお、借用後は「使用取扱要領」に従い、十分注意して使用します。

記

1 イベント名

2 使用期間（貸出・返却日を含む）

年 月 日（ ）～ 月 日（ ）（ 日間）

3 担当者連絡先

所 属

氏 名

電話番号

メールアドレス

3 受領希望日時

年 月 日（ ） 午前・午後 時 分

様式第 2 号

新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター
「ここうさ・ここねこ」事業実施計画書

イベント 内 容	イベント名	
	場 所	
	参加予定者	
	概 要	
具体的な使用内容		
ここうさ・ここねこ の 借 用 理 由		
備 考		

※申請が重なった場合や、優先事業により希望に添えない場合があります。

※イベント等のパンフレット、チラシ類がありましたら添付してください。

※貸出時に確認をお願いする場合がありますので、社員証等の身分を確認できるものをご持参ください。

※この欄には記入しないでください。

貸出日	受取者	返却日	確認者	備考
年 月 日		年 月 日		

様式第3号

新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター
「ここうさ・ここねこ」 着ぐるみ使用許可書

年 月 日

様

新潟市長
(担当：こども未来部こども政策課)

申請のありました、「ここうさ・ここねこ着ぐるみ」の使用について、下記の通り許可します。

なお、使用にあたっては「使用取扱要領」に従い、十分注意してください。

記

申 請 者 住 所	〒
申 請 団 体 名 称	
申 請 者	
イ ベ ン ト 名	
使 用 期 間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで () 日間
引 渡 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 頃
返 却 日	年 月 日 (曜日)

※ 返却時間については、確定次第、こども政策課担当までご連絡ください。

※ 裏面の使用条件をよくご確認ください。

「ここうさ・ここねこ着ぐるみ」使用条件

- 1 新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」着ぐるみ使用取扱要領を順守すること。
- 2 着ぐるみの使用
 - (1) 「ここうさ・ここねこ」及び新潟市のイメージを逸脱するような使用をしないこと。
 - (2) 着脱の際は、関係者以外の目に触れないよう注意すること。
 - (3) 「ここうさ・ここねこ」着ぐるみは会話をする想定をしていないため、着ぐるみ着用中は会話及び発声をしないこと。
 - (3) 活動中は着ぐるみ内部が高温になるため、Tシャツ、短パンなど、できるだけ軽装になること。
 - (4) 雨天時は、屋外での使用を控えること。使用中に雨天になった場合は、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
 - (5) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として誘導係をつけること。また、子供等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すのは避け、転倒などにも十分注意すること。
 - (6) 当日の天候、気温、また体調等を考慮し、水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。長時間のイベントでは適宜休憩をとり、特に気温の高い時は、短い時間で早めに交代するなどして無理のない着用をすること。
 - (7) 使用後は、本体を裏返しにして、風通しの良い場所で陰干しし、十分乾燥させてから返却すること。汚れは、市販の洗濯洗剤を薄めたもので拭くこと。汚れがひどい場合などは、事前にこども政策課に報告・相談し、着ぐるみ専門のクリーニングを行うこと。
 - (8) 湿気と高温は、カビや接着剤のはがれの原因となるため、保管場所に留意するとともに、ビニール等で密閉しないこと。
 - (9) 破損したり、部品等を紛失したりした場合は、すみやかにこども政策課まで申し出ること。
 - (10) その他、使用者および周辺への安全に十分留意すること。

新潟市子どもの権利相談室（こころのレスキュー隊）公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」着ぐるみ使用取扱要領（抜粋）

（禁止事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 事業実施計画書に記載し、許可された内容以外で使用する。
- (2) 火気や水辺、危険物の周辺で使用したりすること。
- (3) 明らかに着ぐるみに着色や汚れ等の恐れがある場所で使用する。
- (4) 営利目的の活動で使用する。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次の号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出時に使用許可書を持参の上、市役所本庁舎で着ぐるみを受領すること。
- (2) 着ぐるみとともに梱包している着用方法及び注意点、取り扱いに係る書類に目を通し、留意して使用すること。
- (3) 事業終了後は、返却日までに遅滞なく着ぐるみを返却すること。
- (4) 返却にあたり、汚れ等を落とし陰干しして乾燥させておくこと。
- (5) その他、必要に応じて市の指示に従うこと。

連絡先
新潟市中央区学校町通 1-602-1
新潟市こども未来部こども政策課
電話 025-226-1193

ここうさ・ここねこ着ぐるみ返却チェックリスト

次の項目を確認の上、この用紙とともに着ぐるみを返却してください。

項目	☒ 確認欄
頭についているファンのスイッチを切り、電池やコードを外した。	
着ぐるみに破損や汚損はない。	
頭を袋に入れた。	
ボディや輪などの胴体部品をすべて袋に入れた。	
足を袋に入れた。	
借りたときと同じように各部品を返却袋に入れた。	

返却日 年 月 日

確認者氏名

確認者連絡先（電話）